

第十二条 石油石炭税法（昭和五十三年法律第二十五号）の一部を次のよう
に改正する。

（輸出免税）

第十一條 省略

2 前項の規定は、同項の移出をした原油、ガス状炭化水素又は石炭の採
取者が、当該原油、ガス状炭化水素又は石炭につき当該移出をした日の
属する月分に係る第十三条第一項の規定による申告書（同項に規定する
期限内に提出するものに限る。）に同項第二号に規定する事項を記載し
、かつ、政令で定めるところにより当該原油、ガス状炭化水素又は石炭
の輸出に関する明細を明らかにしている場合に限り、適用する。

（輸出免税）

第十一條 同上

2 前項の規定は、同項の移出をした原油、ガス状炭化水素又は石炭の採
取者が、当該移出をした日の属する月分に係る第十三条第一項の規定に
よる申告書（同項に規定する期限内に提出するものに限る。）に当該原
油、ガス状炭化水素又は石炭が輸出されたことについての明細に関する
書類として政令で定める書類を添付しない場合には、適用しない。

3 第十条第三項及び第四項の規定は、前項の場合について準用する。
この場合において、同条第四項中「同項各号に定める場所に移入する前」
とあるのは「輸出する前」と、「税務署の税務署長」とあるのは「税務
署又は税關の税務署長又は税關長」と読み替えるものとする。